

## 情報公開の推進に関するアンケート結果と事務局の考え方

都市計画審議会における情報公開の推進に関して、次のとおりアンケートを実施したところ、全委員（23名）から回答があり、その結果は次のとおりである。

質問事項	問 1 情報公開の内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議の状況を、傍聴による原則公開とすること</li> <li>・ 議事録の発言者名を記載すること</li> </ul>
	問 2 審議会に提出する意見書の取扱いについて <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画法及び土地区画整理法に係る意見書の取扱い</li> </ul>
	問 3 その他情報公開に関する意見について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自由意見</li> </ul>

### 【問 1】情報公開の内容

委員からの意見		事務局の考え方
1	原則賛成。 公開方法に関して、省庁ではインターネット公開されているものが多いが、県の広報はどのような対応か。	現在、県のHPへ付議事項、議決結果、議事録（発言者名非公開）を掲載している。改正後は、議事録における発言者名を記載予定。
2	情報公開条例の規定に沿った取り扱いをすれば良いと思う。 原則公開で、非公開事由に該当するもののみ非公開。	公開に向けた事務局の考え方と同様の意見と考える。
3	現状、広島県のみ情報公開が非常に遅れており、憂慮すべき状況にある。 住民等からの要望が提出される以前に公開の方針を取るべきと考える。	公開に向けた推進的な意見と考える。
4	すべて賛成。 非公開とする積極的な理由が見当たらない。	公開に向けた推進的な意見と考える。

【問 2】 審議会に提出する意見書の取扱いについて

	委員からの意見	事務局の考え方
1	<p>土地区画整理法も都市計画法と同じで良いと思う。</p> <p>土地区画整理の事業計画等に対する意見書の取扱い「不開示情報が含まれる場合は、審議を非公開とする」を「個人情報等の取扱いに留意したうえで、意見書の要旨として審議会へ提出する」としてはどうか。</p> <p>理由は、公益のために決定されたものについて私益に関する申し立てがあるのであれば、個人が特定されない方法で、そういう異議があること、その異議の内容、審議会の判断などを開示することは、県の都市計画、区画整理、公益と私益のバランスについての姿勢を表明することになるため。</p>	<p>土地区画整理法第55条に係る事業計画に対する意見書の内容を審議会で審査する場合は、「意見書の要旨」ではなく、「意見書」を審議会へ付議し、その内容を審査することとされていることから、これまでの審議会において、意見書を付議していた。土地区画整理事業は、個々の利害関係者に大きな影響を与える事業であることから、利害関係者の意見が、適切な審査を受ける権利に十分配慮を行い、意見書本文には手を加えず、審査を行うことが必要と考える。</p> <p>このため、個人情報等の不開示情報が含まれるかどうか判断を行い、含まれる場合は、審議を非公開とすることが適当と考える。</p>

【参考条文】

都市計画法	土地区画整理法
<p>(第18条第2項)</p> <p>都道府県は、前項の規定により都市計画の案を都道府県都市計画審議会に付議しようとするときは、<u>第十七条第二項の規定により提出された意見書の要旨を都道府県都市計画審議会に提出しなければならない。</u></p>	<p>(第55条第3項)</p> <p>都道府県知事は、前項の規程により<u>意見書の提出があった場合においては、これを都道府県都市計画審議会に付議しなければならない。</u></p>

【問 3】その他情報公開に関する意見について（自由意見）

	委員からの意見	事務局の考え方
1	土地の私権に制限をかける都市計画の審議は、委員の自由な発言の場を確保する必要があるので、慎重な検討を要する。	私権を制限する案件についても、透明性の高い公開の会議により審議することが望ましいと考えているが、委員への圧力その他議事の妨害等により、委員の率直な意見交換による公正な意思決定に支障が生じる恐れがある場合は、改正後の運営規程に基づき、会議を非公開にできる。
2	他県で特例とした「貴重な生物の生息場所等」のような件が発生することもあるかと思えます。 個人情報も含め、非公開の判断はどこがどの時点で実施されるのか。	【非公開の判断】 会議の非公開については、議長（会長）が会議にはかって決定する。 非公開と思われる案件がある場合は、事務局が会長と協議し、予め各委員に意見照会のうえ、審議会の当日に議長が会議にはかって決定する。
3	原則公開とすべき。	公開に向けた推進的な意見と考える。